



私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

## 事業承継のポイント④：承継する側（後編）

前月に続いて承継する側からの「事業承継のポイント後編」です。

《・・5月号より続く》

### （4）絶対権力者になる覚悟と責任も必要

絶対権力者がいないと中小企業は崩壊します

カリスマ性や独創性がありパワーがある分「会社は自分のもの」と強権を発揮することの多い創業者に比べて、後継者は社員の和や立場を重視する傾向にあります。（自分が元々社員だったのですから仕方ないのかもしれませんが）

しかし時には、中小企業のトップは社員全員を敵に回しても絶対に自分の判断を貫く権力者でなくてはなりません。社員の総意であっても最後に拒否権を発動することもあると思います。なぜなら、社長の仕事とは外部環境に対応して組織を革新することにあるからです。

未来を生きる社長の判断と今を生きる社員の判断は真逆になる場合が多いのです。

社員に任せるのは「実施」であって「決定」は社長一人の責任です。

### （5）週に一回は先代に現状報告をする

先代に対する最大の義務と配慮はこまめに報告をすること

山の頂上に立つと360度視界が開けますが、九合目からは180度の視界しかありません。後継者は自分がTOPに立ちそのことに気付いたのなら、九合目に下った先代に対してこまめに報告をして視界のカバーをする必要があります。それが後継者の人間力の証であり、それができて初めて先代の信頼に応えられるのです。ものの本には「週三回」ともありますが、最低でも週に一回は報告に出向くことが必要です。

後継者の脚を引っ張るようなことをしてしまう先代・会長の多くが、承継した途端に閉ざされた視界へのストレスによるものである場合をたくさん例で見してきました。

.....

3月～6月の4回にわたって、承継させる側、承継する側双方からの「事業承継のポイント」について書いてみました。時代と社会の大きな変化の中で、中小企業は「先行き不安+後継者不在」という歴史上初めての大きな壁にぶち当たっています。子息や子女が会社を継ぐのが当たり前だった時代は過去のものとなり、親族が後継者と決まっている会社は20%に満たないのが現状です。親族や社員の中に後継者がいるとすれば、それだけで非常に幸せなことだと思います。

そんな幸せな状況なのに、「事業承継」と言えば「株価対策や資産の引継」ばかりに目が行きがちになり、実際には一番の課題である「承継させる側とする側の意識の違い」や「承継に対するコンセプトの食い違い」についてきちんとした摺りあわせができないためにトラブルになっている例をたくさん見ます。

先日も親族外承継をしたある後継者が「承継したら経営理念は自分に合ったものに変えるべき」それを先代に話したら5分間の沈黙の後「好きにして良いよと納得してくれた」とブログに書いていましたが、それは納得したのではなく諦めたのだと言う事が解らないようでは経営者失格です。理念とは組織の存在理由です。それを安易に変えることは社員や顧客を裏切ることだと気がつくべきですね。

## ◆ 社会保険料の標準報酬月額について

社会保険関係の申請書類の多い時期となりました。今回は社会保険の基本的なことをお知らせしたいと思います。

### ・標準報酬月額

毎月支払う社会保険料は、標準報酬月額を元に算定されますが、この標準報酬月額は基本的に従業員が受け取った報酬の額を元に決定されます。ここでの報酬とは、健康保険や厚生年金保険の被保険者が労務の対象として使用者から受けるもの全てを含みます。賃金や給料、俸給、手当、賞与、通勤交通費、残業代など、あらゆるものが挙げられます。

しかし、雇用されて間もない従業員は過去の報酬額を元に標準報酬月額を決定することができません。そこで、事業者は従業員を雇用した時に就業規則や労働契約などの内容から報酬月額を概算し、標準報酬月額を決定します。決定された標準報酬月額は、原則1年間（9月から翌年8月まで）の各月に適用され、納めていただく保険料の計算や将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

## ● 標準報酬月額の決定方法

### ・定時決定

毎年一度、7月1日になる前の3ヶ月（4月、5月、6月）に従業員が事業主から受け取った報酬月額の総額を求め、それを期間の月数で割った平均額が標準報酬月額となります。

ただし、4月、5月、6月に受け取った報酬であっても、支払いの基礎となる日数が17日に満たない月は算定に使用されません。その場合は算定に用いられる対象月の総報酬額を対象月数で割ったものが標準報酬月額となります。4月と6月は30日分の報酬が支払われ、5月は休業していたため報酬を受け取っていないという場合は、標準報酬月額は4月と6月の総報酬額を2ヶ月分で割ったものになります。

資格取得時に決定された標準報酬月額はその年の8月まで使用されますが、資格取得をしたタイミングが6月1日から12月31日までの期間内の場合には、この標準報酬月額が翌年の8月まで使用されます。

### ・随時決定

支払われる報酬月額が大幅に変化した時には事業主の届け出によって標準報酬月額を改定する制度があります。例えば、標準報酬月額は4月から6月までの報酬を元に決定されますが、それ以外の期間で報酬額が大幅に減少してしまった場合など、従業員が負担する保険料は標準報酬月額を元に算定されるため、次の定時決定までの間の負担はとて大きくなくなってしまいます。そこで、支払われる報酬月額が大幅に変化した時には事業主の届け出によって標準報酬月額を改定する制度があります。このような標準報酬月額の決定方法を随時改定といいます。

随時改定が行われる条件は、従業員の固定的賃金に変動があることと、継続して従業員が受け取った3ヶ月の総報酬額を3で割ったものが元々の標準報酬月額と比べて2等級以上離れていることの2つです。

## ● 算定基礎届の提出

定時決定で標準報酬月額を決定する際は管轄の年金事務所に「算定基礎届」を提出する必要があります。毎年7月10日（年によって前後する場合があります。）までが提出期限となっています。

電子申請、電子媒体（CDまたはDVD）、郵送等での提出も認められておりますので、下記ホームページ等をご参照ください。

電子政府の総合窓口 e-Gov [イーガブ] (<http://www.e-gov.go.jp>) (外部リンク)

日本年金機構ホームページ 電子申請 ([電子申請 \(e-Gov\)](#))

上記でご紹介したその他の方法も含めご不明点等ございましたら弊社担当者までお問合せ下さい。

## ★ 悩める高齢化社会第2弾！

今月はすごい勢いで進んでいる高齢化社会の問題についてレポートをお送りいたします。日本人の平均寿命は延び続け、2017年度は男性80.75歳、女性は86.99歳と過去最高を記録しました。

100歳以上の人口が2050年には現在の約7.7倍の53万2千人まで増えるとの予想もあります。

超高齢化により家計も長期の収支計画を立てないと貯蓄が底をつきかねない状況になります。重要なことは先ず金融資産の残高を把握して定期的に増減を確認し、残高が0になることを防ぐことです。

### ● 60歳からの資産残高の推移

仮に定年が60歳で100歳まで生きると、その間の収入は年金が中心となり、預貯金などの金融資産を取り崩しながら生活することとなります。

例えば夫が厚生年金加入の専業主婦家庭で、夫が60歳時点の貯蓄残高を2,400万円（総務省家計調査報告の高齢無職世帯の推移を参考）としたうえで、2つのタイプの家庭を想定します。

60歳時点で子供が独立して住宅ローンも完済している「標準家計」と、子供の誕生が平均より10年遅く60歳時点で1,000万円の住宅ローン残高と教育費負担が残る「晩産家計」で試算してみます。

更にこの2タイプにそれぞれ①「平均的支出」②支出が平均より2割多い「支出多い」の条件をつけて計4種類の家庭で夫60歳、妻57歳から40年間の資産残高の推移を予想してみます。

平均的支出は総務省家計調査の年代別消費支出の平均値を参考に、例えば60代は月29万円、70代以上は月23万5千円としました。それによると「標準家計」で①平均的支出家庭は100歳時点でも500万円近い資産が残ります。②支出多い家庭では資産が残るのは78歳までです。

これに対して「晩産家計」では①平均的支出家庭でも73歳で資産が0になります。②支出多い家庭では6年前倒しの67歳で資産が底をついてしまいます。

### ● 老後破産「預金簿」で防げ！

こうした事態を避けるには第一に「金融資産の推移」を把握することです。預貯金の増減を記入する、家計簿ならぬ「預金簿」の活用です。夫婦がそれぞれの預金や保険、運用商品の口座や種類、残高などを洗い出し、3ヶ月前や1年前と比較する。増減額がはっきりと分かるので、貯蓄がいつまでもつのかおおよその見当がつくのです。

### ● 「節約」「収入増」「運用」

金融資産残高の推移を把握できたら「節約」「収入増」「運用」に取り組めます。このうち最も効果が大きいのは「節約」です。例えば金融資産合計が1,200万円で年間の減少額が50万円なら、24年で底をつきますが、18万円（月1万5千円）節約して年間の減少額を32万円に抑えることができれば37.5年まで資産はマイナスになりません。次に年金以外の収入も増やすことも検討します。企業は65歳までの雇用が義務付けられ、60歳の定年後も仕事をする人は増えています。月1万円でも1万5千円でも収入を得れば「節約」と併せてダブル効果となります。



### （株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

そして最後に「運用」です。運用が長期で実現した場合には金融資産が減少するペースを緩めることができます。当社でもリスクの少ない資産運用商品を扱っております。老後は低リスクの商品を選択することが重要です。



# 今月の yoko-so



今月は6月ということでyoko-soもクールビズをはじめました。『変わらないはつまらない』のコーポレートメッセージを基に、どんどん進化していくyoko-soをポロシャツで表現しています！

## ポロ導入記念号☆



写真撮るから皆同じ色を着て来たけど、なにやら業者っぽくなっちゃったね 笑

### 【ポロはじめました!!!】

3月決算も終わり、年末調整から始まった約半年間の『繁忙期』が終わりました!!そして極秘プロジェクトとして動いていた『ポロシャツプロジェクト』がついに公となりました!ありがたいことに、お客様からの反響が大きく、『yoko-soのまねしてうちもポロ始めるよ!』と云ってくださるお客様や、『これいくらで買えるの?』と、是が非でもyoko-soポロシャツを欲しがらるお客様もいらっしゃいます!今回は特別にプレゼント企画(下記詳細)を用意しておりますので、皆でポロシャツを着て Energizerで、夏を盛り上げていきましょう!

### 【ポロシャツプレゼント企画】

TEAMyoko-soにご友人をご紹介いただいた方に、10名限定でyoko-soポロシャツをプレゼントします!  
残り8枚なのでお早めに!  
(1枚は山から帰ってきた泉が取っていきました...)



### 【ポロシャツに込めた思い】

ポロシャツの左胸にはロゴマークと一緒にフィロソフィーを載せています。ただポロシャツを着るだけでなく、yoko-soの経営理念を皆様に広く知ってもらう為に、

『Choice theory』  
『AHO pride』  
『Open heart』  
をイラストと共に表現しています!



### 【泉が帰ってきた!!!】

4月3日から約2ヶ月間エベレスト遠征に行っていた代表の泉が事務所に帰ってきました!帰ってきた初日は真っ黒に日焼けした髪ボサボサのおじさんが勝手口から足を引きずって入ってきたので、皆一瞬あわてましたが、元気に帰ってきてくれて一安心です!全体ミーティングでは地上8,000mでの貴重な体験を聞く事ができました!これからも「泉らしさ」を貫いて欲しいです!

# 今月の一言…“良薬は口に苦し”

## 折れないハート♥を作る6つの魔法の言葉

1. 自分はいかなる行動をとるかを常に考えよ！
2. 努力した後は、自然に任せるしかない！
3. ダメで元々。当って砕けろ！
4. 夢さえ持っていれば、明日はある！
5. 内側から輝け！外側は後回しでいい！
6. ありのままの自分で勝負しろ！

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 1 2 2)

★ 手前どもでは一般社団法人日本動物医療振興会の事務局をしております。動物医療に関わる医療機器メーカーさんや医療機器ディーラーさんの業界団体になります。この振興会では2年に1回医療機器展示会を開催しております。今年が正に開催年であり、現在準備に追われております。多くの獣医さんに来場いただくために魅力的な企画を打つために頭を捻っております。さらに業界周辺の出展企業をいかに多く出展いただくことも大変重要なことです。開催まであと1ヶ月、最後の踏ん張りです！ (NISHIO)

★ 来年新卒のための事務所説明会が始まりました。前年までは泉の担当でしたが、未来の仲間に出逢う機会なので私から説明を行うことにしました。TEAM y o k o - s o の目指しているもの、大切にしていること。限られた時間の中でどれだけ伝えられているかは分かりませんが、理念に共感してくれる仲間を探しています。それにしても、説明会の中に先輩との座談会があるのですが、昨年入社して1年経ったメンバーのたくましいこと！！はっきりと成長を感じます。共に成長し続けられる組織作りを目指します。 (YAMAMOTO)

★ 先日、サポートさせて頂いている実践経営塾の講義の中で、ワタミ創始者の渡邊美樹代表が【勘定科目に戦術は現れる！】とお話をされておりました。理念と数字は相反するようで、表裏一体の関係にあり、どちらが欠けても経営のバランスを崩してしまいます。理念を大切にするからこそ、数字の意義が深まり、目指すビジョンの実現可能性が高くなる。理念経営を謳う y o k o - s o だからこそ、将軍の日を通じて、理念と利益のあるべき未来を経営者に考えて頂く機会を、もっともっと提供したいと思います！ (TOCHIKURA)

★ 5月末にエベレストから戻りました。残念ながら体調の変化等で登頂には至らずのC3 (8, 300m)の手前で下山しました。ただ、宇宙との境目である8kmから観た景色や空気感は人生で最高の経験になりました。同時期にネパール側では栗城君の遭難がメディアで流れて皆様にもご心配をおかけし、またたくさんの応援もいただき心より感謝しております。本当にありがとうございました。

ただ、そこにいるだけで身体が死に向かうダメージを受ける人の生存できない8kmの世界はさすがに厳しく、死者や凍傷の受傷者も出る中で私は無事に帰国しましたが、帰国後高所の酸欠や脱水等の影響で現地



で心筋梗塞を発症していた事がわかりました。検査の結果、心臓の動脈三本のうち二本が詰まり既に梗塞から一ヶ月が経過しているため一部が壊死し心臓が半分しか動いていないとのことで・・・手術を受ける事になりました。山登りのリスクは十分承知で覚悟と準備をして山に向かっているもののデス・ゾーンと呼ばれる8kmの世界はやはり厳しく素晴らしい体験と引き換えにそれなりの代償を支払うことになりそうです。 (IZUMI)

## TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント / 株式会社横浜総合フィナンシャル / 株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

### セミナーのご案内

※関与先値引き有り

#### ★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

**自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日!**

日時 : 平成30年7月5日(木)11(水) / 10時~18時

場所 : 横浜総合事務所セミナールーム

募集 : 5社限定 料金一社 54,000円

昼食代込 (お二人迄参加可)

#### ★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー ※※※年間会員募集中※※※

**第90回「経営者のための税制改正&労働法改正について」**

講師 : 第1部 税理士法人 横浜総合事務所 波寄 則武

第2部 社会保険労務士法人 エール 滝瀬 仁志

日時 : 平成30年7月19日(木) / 16時~18時、終了後実費にて懇親会

場所 : 横浜総合事務所セミナールーム

募集 : 都度参加会費 5,000円

### ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、BDO税理士法人

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります